○車椅子使用者用駐車施設利用規則

平成22年３月31日規則第46号

　　　　　　　　改正

令和２年３月27日規則第15号

車椅子使用者用駐車施設利用規則をここに公布する。

車椅子使用者用駐車施設利用規則

（趣旨）

第１条　この規則は、車椅子使用者用駐車施設（ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成７年岩手県規則第97号）別表第２の７の項に規定する車椅子使用者用駐車施設をいう。以下同じ。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用証の交付等）

第２条　知事は、車椅子使用者用駐車施設を利用しようとする次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請により、別に定める様式によるひとにやさしい駐車場利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

(１)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）のうち、障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別をいう。）が、別表の障害の区分欄に掲げる障害の区分に応じ同表の障害の級別欄に定めるものに該当する者

(２)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する障害等級が１級である者

(３)　知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）のうち、障害の程度がＡとされている者

(４)　前３号に掲げる者と同等以上の障害があると知事が認める者

(５)　介護保険法（平成９年法律第123号）第７条第１項に規定する要介護状態にある者

(６)　母子保健法（昭和40年法律第141号）第６条第１項に規定する妊産婦

(７)　前各号に掲げる者のほか、負傷その他の事由により身体の機能に著しい制限があると知事が認める者

２　前項の申請は、別に定める様式によるひとにやさしい駐車場利用証交付申請書を提出することにより行わなければならない。

（利用証の有効期間）

第３条　利用証の有効期間は、交付の日から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(１)　前条第１項第１号から第５号までに掲げる者　交付の日の翌日から起算して５年を経過する日

(２)　前条第１項第６号に掲げる者　出産予定日（申請が出産日以後である場合には、出産日）から起算して１年を経過する日

(３)　前条第１項第７号に掲げる者　交付の日の翌日から起算して１年以内において知事が適当と認める日

（利用証の掲示）

第４条　利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、車椅子使用者用駐車施設を利用する場合には、自動車の前面の当該自動車の前方から見やすい箇所に利用証を掲示するものとする。

（利用証の再交付）

第５条　利用者は、利用証をその有効期間内に紛失し、又は損傷したときは、別に定める様式によるひとにやさしい駐車場利用証再交付申請書により利用証の再交付を申請することができる。この場合において、利用証を損傷したときは、当該申請書には当該利用証を添えなければならない。

２　利用者は、前項の申請の後に紛失した利用証を発見したときは、速やかに当該利用証を知事に返還しなければならない。

（利用証の返還）

第６条　利用証の有効期間が満了したとき、又は利用者が第２条第１項各号のいずれにも該当しなくなったとき、死亡したとき、若しくは失踪(そう)の宣告を受けたときは、利用者（利用者が死亡し、又は失踪(そう)の宣告を受けたときにあっては、その相続人又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者）は、利用証を知事に返還しなければならない。

（書類の経由）

第７条　県内に住所を有する者がこの規則の規定により知事に提出する申請書は、その住所地を所管する広域振興局長を経由しなければならない。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

　　附　則

１　この規則は令和２年３月27日から施行する。

２　この規則による改正前の車いす使用者用駐車施設利用規則（以下、「改正前の規則」という。）第２条第１項第６号に掲げる者に対して同項の規定により交付された人にやさしい駐車場利用証でこの規則の施行の際現に有効なものの有効期間は、改正前の規則第３条第２号の規定にかかわらず、当該交付の日から出産予定日（同項の規定による申請が出産日以後である場合には、出産日）から起算して１年を経過する日までとする。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障害の区分 | | 障害の級別 |
| 視覚障害 | | １級から４級まで |
| 聴覚障害 | | ２級及び３級 |
| 平衡機能障害 | | ３級及び５級 |
| 上肢不自由 | | １級及び２級 |
| 下肢不自由 | | １級から６級まで |
| 体幹不自由 | | １級から３級まで及び５級 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | １級及び２級 |
| 移動機能 | １級から６級まで |
| 心臓機能障害 | | １級、３級及び４級 |
| じん臓機能障害 | | １級、３級及び４級 |
| 呼吸器機能障害 | | １級、３級及び４級 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | １級、３級及び４級 |
| 小腸機能障害 | | １級、３級及び４級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | １級から４級まで |
| 肝臓機能障害 | | １級から４級まで |